

岩手県病院薬剤師会会則

第一章 名称と事務所

第1条 本会は岩手県病院薬剤師会と称する。

第2条 本会は事務局を会長の所属する病院又は岩手医科大学薬剤部に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は、岩手県内の病院・診療所及び調剤を主たる業務とする保険薬局に勤務する薬剤師などの倫理的及び学術的水準を高め、会員相互の友誼のもと薬剤業務及び職能の向上発展を図り、良質な医療の確保に寄与することで地域社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 病院・診療所の薬剤部の設置、運営の向上に関する調査研究。
- 2) 病院・診療所勤務薬剤師の教育、指導、地位の向上などに関する必要事項。
- 3) 病院・診療所の薬学・薬事に関する研究会、学術講演会、親睦会等の開催。
- 4) 社団法人日本病院薬剤師会及び関係諸団体、諸官庁との連絡協議に関する事。
- 5) 会報の発行
- 6) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第三章 会 員

第5条 本会会員を分けて正会員、准会員、賛助会員、名誉会員及び有功会員を置くことができる。

- 1) 正会員は岩手県内の病院・診療所及び調剤を主たる業務とする保険薬局、並びに大学(薬学・医学系等)などに勤務する薬剤師を以てする。
- 2) 准会員は、転退職等により正会員の資格を失ったもの及び他の会員規程に該当しない薬剤師であって、本会に入会を希望したものとする。
- 3) 名誉会員及び有功会員は、本会に顕著なる功績のあった正会員又は、旧会員のなかから選考し、理事会の推薦をうけて、総会で決定する。
- 4) 賛助会員は本会の目的に賛同し、賛助会費を納める団体又は個人とする。

第6条 正会員及び准会員は本会所定の会費を支払う責務を負う。

- 1) 会費の額は総会において定める。
- 2) 既納の会費は理由の如何に問わず返還しない。

第7条 正当な理由をなくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないものは、退会したものとみなすことができる。(期間6ヶ月)

第8条 賛助会員は本会の会費として、年額10,000円(1口)以上を納めるものとする。

(賛助会員の権利)

- 第2項 1) 岩手県病院薬剤師会会誌の配布を受ける権利。
- 2) 会長が適当と認めた本会の事業への参加。

第9条 准会員及び賛助会員は総会に出席することができるが、表決権は有しない。

第10条 准会員の会費額は正会員と同額とする。

第四章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名以内 常任理事 若干名
理事 若干名 監事 2名

第12条 役員は次の職務を行う。

- 1) 会長は本会を代表し、会務処理をする。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 理事は会長及び副会長を補佐し、会務を行う。
- 4) 監事は本会の会務及び会計を監査する。
- 5) 監事は毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。
- 6) 理事及び監事はこれを兼任することはできない。
- 7) 名誉会長は会長の諮問に応じて随時意見を述べる。
- 8) 顧問及び相談役は会長の求めに応じ、会務に対する意見を具申する。

第13条 役員を選出

1. 会長及び監事は総会において別に定める選挙規程により正会員より選出し、副会長及び常任理事、理事、並びに顧問及び相談役は会長が委嘱する。
2. 名誉会長は本会の会長として特に顕著な功績のあった者について理事会の推薦により総会において決定する。

第14条 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

- イ) 補欠により就任したる役員は、前任者の任期の後任期間とする。
- ロ) 役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。

第五章 代議員

第15条 本会に日本病院薬剤師会の代議員及び補欠の代議員をおく。

- 1) 代議員数は日本病院薬剤師会で定める数とし、補欠の代議員はそれと同数とする。
- 2) 代議員及び補欠の代議員は別に定める選挙規程により選出する。

第六章 会議

(会議)

第16条 会議は総会、常任理事会、理事会とする。

- 1) 総会は毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた時、或いは、会員の3分の2の発議があった時には、臨時総会を開催するものとする。
- 2) 総会の議長は総会に出席した会員より選出する。総会における、出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が之を決する。
- 3) 常任理事及び理事会は会長が必要に応じ臨時招集する。
- 4) 会則に定めなきものは、理事会において協議決定する。

(成 立)

第17条 総会は、会員の過半数以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。
(附議事項)

第18条 次の事項は総会に附議しなければならない。

- 1) 事業計画等に関すること。
- 2) 財政(予算, 決算, 会費, 寄付金など)に関すること。
- 3) 定款の改廃及びそれに伴う附属規定の改廃に関すること。
- 4) 会長及び監事などの役員選出
- 5) 名誉会長, 名誉会員及び有功会員の決定
- 6) 日病薬代議員の選出

第七章 表 彰

第19条 正会員が次に掲げる各号に該当するときは、岩手県病院薬剤師会表彰規定に基づき、会長が表彰する。

- 1) 学術上顕著な功績があるもの。
- 2) 永年にわたり会の運営に寄与し、その発展に尽力したもの。

第八章 旅費等の支給

第20条 諸会議等に出席するための旅費等については、別に定める旅費支給規定に準ずる。

第九章 事業年度

第21条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

附 則

- 本会則は、昭和51年6月26日より施行する。
- 昭和53年6月24日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和55年6月28日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和56年7月11日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和57年6月26日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 昭和63年6月25日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成元年6月24日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成4年6月27日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成8年5月11日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成19年6月3日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成22年5月15日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成24年5月19日に改訂し、同日より効力をもつものとする。
- 平成25年5月18日に改訂し、同日より効力をもつものとする。

旅 費 支 給 規 程

(目 的)

第1条 本会の活動に関連する諸会議，及び日病薬本部での諸会議等に本会を代表して参加する者に旅費を支給するため，この規定を設ける。但し，本会以外から旅費支給がある場合には適用しない。

(支給される範囲)

第2条 この規定により旅費を支給される範囲は，本会役員，並びに委員のみとする。

(旅費の支給)

第3条 会議の参加に当たり，バス(自動車)，汽車，汽船を利用する場合は，それに要する実費を支給する。

(宿泊・日当等)

第4条 宿泊料及び出張日当は，次の通りとする。

- 1) 県内宿泊費6,000円，県外宿泊費8,000円以内の実費。但し，この額により難しい時は，別途支弁する。
- 2) 出張中の日当は，一律3,000円とする。
- 3) 理事会出席の場合は，交通費のみ(最低2,000円)とする。但し，会議開催地在住役員は一律2,000円とする。

WEB会議通信料規程

第1条 本規程は，本会が主するWEB会議などの参加に係る通信料の取り扱いを定めるものである。メールによる会議には適用しない。

第2条 WEB会議通信料とは，次号に掲げる本会会議への参加に際し要する費用をいう。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会
- (3) 委員会
- (4) その他会長が認めたもの

第3条 通信料は，WEB会議出席のための費用とし，情報通信機器及び通信回線の利用料を含む。

第4条 WEB会議参加への通信料、旅費の支給は次のとおりとする。

- (1) 自宅または勤務先で参加する者の通信料は，1日あたりの参加回数にかかわらず，1日1回のみ2,000円とする。
- (2) WEBによる会議の会場を本会が指定した場合、会場への移動旅費は、本会旅費規程及び細則によるものとする。

第5条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則 令和3年5月22日より実施する。

岩手県病院薬剤師会表彰規程

- 第1条 本規程は本会会則第19条に基づき、本会の諸事業の推進及び目的達成に対し著しく貢献した者を表彰し、なお一層の発展向上を期するものである。
- 第2条 表彰の種類は、学術賞、学術奨励賞、功労賞、及び感謝状の4種とする。
- 第3条 表彰の対象者は、本会会員とする。
- 第4条 被表彰者の選定は、常任理事会の選考答申に基づき、会長が理事会に諮って決定する。但し、感謝状の贈呈者については会長が決定する。
- 第5条 被表彰者の選考基準は別に定める。
- 第6条 表彰は、原則として年1回、総会の期日とする。
- 第7条 表彰に要する経費は、本会の一般会計より充当する。
- 第8条 本規程の改定は理事会の議を経て行うものとする。
- 附則 平成4年6月27日より実施する。

岩手県病院薬剤師会被表彰者選考基準

1. 本基準は、本会表彰規程第5条に基づき、学術賞、学術奨励賞、功労賞、など各賞の被表彰者を選考する際の原則を定めるものである。
2. 原則として、各賞とも被表彰者は一会計年度当りそれぞれ一名とする。但し、推薦に足るものがない場合は当該賞は除外する。
3. 学術賞:年齢四十歳以上の者で、薬事・薬学に関する貴重な研究・調査等の業績を多数有する者のうち、特に優れた者を選ぶこと。
4. 学術奨励賞:年齢三十歳以上の者で、薬学・薬事に関する独創的な内容の研究・調査等を行いつつある者のうち、特に注目される者を選ぶこと。
5. 功労賞:年齢五十歳以上の者で、永年にわたり本会の会務・運営、あるいは薬剤師職能の向上発展に功績のあった者のうち、特に顕著な者を選ぶこと。
6. 各賞の選考に際しては、資料を十分に検討し厳正な評価をおこない、且つ、選考答申には選定理由を明示すること。
7. 被表彰者の選考に際しては、原則として同一賞でなければ、過去の受賞の有無は問わないこと。

岩手県病院薬剤師会選挙規程

会則第四章第13条1項に定めた会長及び監事、第五章第15条に定めた日本病院薬剤師会代議員(以下、代議員という)と補欠の代議員の選任を公正に行うことを目的とし、選挙規程を設ける。

1. 会長及び監事、代議員及び同補欠の代議員の選任を円滑に行うために、選挙管理委員会(以下、委員会という)を組織する。
2. 委員会は理事会の決定により、正会員より5名を選出して構成し、委員の互選により委員長1名を選出する。選挙管理委員の任期は本会役員任期に準ずる。
3. 委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 選挙の公示
 - (2) 選挙の実施
 - (3) 当選者の決定
 - (4) 当選者の公示
 - (5) その他選挙に必要な事項
4. 会長及び監事、代議員及び同補欠の代議員の選挙についての公示は、原則として選挙日の3ヶ月以上前までに本会ホームページ等で行う。ただし、選挙日までの期間が3ヶ月に満たない場合はこの限りではない。
5. 選挙権及び被選挙権は、会費を完納している正会員のうち、本会に1年以上在籍している者とする。
6. 各選挙に自ら候補者になろうとする者は、委員会が定める立候補期日(選挙日の14日以上前)までに立候補届を提出しなければならない。立候補届を公示に従い委員会に提出しなければならない。この際、3名以上の正会員の推薦を添えるものとする。
7. 立候補を辞退する場合は投票開始までに届け出なければならない。
8. 立候補者の公示は、原則として選挙日の14日以上前までに本会ホームページ等で行う。ただし、立候補者がいない場合又は定数に達しない場合はこの限りではない。
9. 立候補者が定数を上回った場合は、通常総会において出席正会員の投票により行い、当選者はそれぞれの選挙において高得票順に定める。
10. 各選挙を通じ、立候補者がその選挙によって選ぶべき員数と同数の場合は、その候補者をもって、当選者とする事ができる。
11. 各選挙を通じ、立候補者がその選挙によって選ぶべき員数に満たない場合は、理事会において候補者を選考し、通常総会に提案して承認を得た上で、その候補者をもって、当選者とする事ができる。
12. 選挙結果の公示は総会にて行う。
13. 選挙に用いる様式は委員会が定める。